平成 24 年９月 11 日

各　　位

会　社　名　株式会社グランディーズ
代表者名　代表取締役社長　亀井　浩
（銘柄コード）　３２６１
問　合　先　常務取締役管理部長　枇杷木　秀範
（　電　話　）　０９７－５４８－６７００

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年９月11日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成24年９月28日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

（１）変更の理由

中長期の経営戦略に沿って、次のとおり定款を一部変更いたしたいと存じます。

① 目的の整備

中長期の経営戦略に沿って、事業の目的を整備するものであります。

② 機関の変更

中長期の経営戦略に沿って経営体制の強化を図るため、機関を変更し、新たに監査役会を設置するものであります。

③ 公告の方法の変更

利便性の向上および公告手続き合理化のため、公告の方法を官報から電子公告に変更するものであります。

④ 株券発行の定めの廃止

中長期の経営戦略に沿って、資金調達手段の多様化および機動性の向上を図るため、株券を不発行とすることとし、それに伴う株券発行関連の定めを削除するものであります。

⑤ 自己株式取得条項の新設

中長期の経営戦略に沿って機動的な資本政策を遂行できるように、自己株式の取得の定めを新設するものであります。

⑥ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の新設

会社法施行規則および会社計算規則に基づいて、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための定めを新設するものであります。

⑦ 株主総会の決議に関する条項の一部変更

会社法第 309 条第２項の定めに基づいて、株主総会の決議に関する条項の一部を変更するものであります。

⑧ 取締役の責任免除の新設

取締役の業務執行の適正性、効率性を確保するため、取締役の責任免除の定めを新設するものであります。なお、当該条項の新設に関しては各監査役の同意を得ております。

⑨　第5章監査役および監査役会の新設

機関変更に伴って監査役および監査役会にかかる章を新設するものであります。

⑩　監査役の員数の変更

中長期の経営戦略に沿って経営体制の充実・強化を図るため、監査役の員数を現在の 3 名以内から 5 名以内に変更するものであります。

⑪　監査役会の設置に関連する定めの新設

機関の変更に伴って監査役会の設置に関連する定めを新設するものであります。

⑫　監査役の責任免除の新設

監査役の業務遂行の適正性、効率性を確保するため、監査役の責任免除の定めを新設するものであります。

⑬　情報開示条項の削除

中長期の経営戦略に沿って、本条項に定める開示の必要性がなくなった場合に当該定めを削除するとするものであります。

⑭　附則の新設

それぞれの効力発生日について定めるものであります。

⑮　その他

その他、会社法に記載のある条項の削除、一部条項の章間の移動もしくは括り直し、上記各変更に伴う条数の変更、一部表現の変更および字句の修正を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
（商号）	（商号）
第 1 条　（略）	第 1 条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 不動産の売買・賃貸、管理及び仲介	(1) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
2. 不動産のコンサルタント業務及び信託業	(2) 不動産のコンサルタント業務
3. 信託受益権販売業務	（削除）
4. 一般不動産投資顧問業	（削除）
5. 土木建築工事の設計、施工、監督	(3) 土木建築工事の設計、施工および監督
6. 建築工事、土木工事、舗装工事及び内装仕上工事の請負	(4) 建築工事、土木工事、舗装工事および内装工事等の請負
7. 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく、投資信託委託業及び投資法人資産運用業	（削除）
8. 企業の経営コンサルタント業務	(5) （現行どおり）
9. 企業の買収、合併に関するコンサルティング並びに仲介業務	（削除）
10. ベンチャー企業に対する投資及びその仲介、斡旋	（削除）
11. 貸金業	（削除）
12. 損害保険代理業	(6) （現行どおり）
13. 前各号に附帯する一切の業務	(7) （現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第 3 条　（略）	第 3 条　（現行どおり）

（機関構成） 第 4 条　当会社は、取締役会及び監査役を置く。 （新設） （新設） （新設） （公告方法） 第 5 条　当会社の公告は、官報に掲載してする	（機関） 第 4 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 （公告方法） 第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　式 （発行可能株式総数） 第 6 条　（略） （株券の発行） 第 7 条　当会社は、株式にかかる株券を発行する。 2　発行する株券の種類は、株式取扱規程に定める。 （単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第 8 条　（略） 2　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 （単元未満株式についての権利） 第 9 条　（略） （単元未満株主の買増し） 第 10 条　（略）	第２章　株　式 （発行可能株式総数） 第 6 条　（現行どおり） （削除） （削除） （単元株式数） 第 7 条　（現行どおり） （削除） （単元未満株式についての権利） 第 8 条　（現行どおり） （単元未満株式の買増し） 第 9 条　（現行どおり）

（新設）	（自己の株式の取得） 第 10 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（株主名簿管理人） 第 11 条　（略） 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第 11 条　（現行どおり） 2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程） 第 12 条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会おいて定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 12 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基準日） 第 13 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の	（削除）

権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。	
2　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。	（削除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集）	（招集）
第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。	（削除）
	（定時株主総会の基準日）
（新設）	第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
（議長）	（招集権者および議長）
第 15 条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 15 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

（新設）	2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。	（決議の方法） 第 17 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
（株主総会の決議の省略） 第 17 条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。	（削除）

（議決権の代理行使） 第 18 条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第 18 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
（新設）	2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（株主総会議事録） 第 19 条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。	（削除）
第４章　取締役、取締役会、代表取締役及び監査役	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第 20 条　（略）	（員数） 第 19 条　（現行どおり）
（取締役の選任方法） 第 21 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	（選任方法） 第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。
2　取締役の選任については、累積投票によらない。	2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第 22 条　（略）	（任期） 第 21 条　（現行どおり）

2　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第 23 条　（略） 2　取締役会は、その決議によって社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第 22 条　（現行どおり） 2　取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集） 第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会の招集および議長） 第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第 25 条　取締役会は、会日の３日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の方法） 第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	（削除）

（取締役会の決議の省略） 第 27 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会議事録） 第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2　取締役会議事録は 10 年間、当会社の本店に備え置くものとする。	（削除） （削除）
（取締役会規程） 第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第 26 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（新設）	（報酬等） 第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以上「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任限定） 第 30 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 （新設）	（取締役の責任免除） 第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規

	定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
（新設）	第５章　監査役および監査役会
（監査役の員数） 第 31 条　当会社の監査役は、3名以内とする。	（員数） 第 29 条　当会社の監査役は、5名以内とする。
（監査役の選任及び解任の方法） 第 32 条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2　監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。	（選任方法） 第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第 33 条　（略） 2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	（任期） 第 31 条　（現行どおり） 2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（新設）	（常勤の監査役） 第 32 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（新設）	（監査役会の招集通知） 第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の3日前

	までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
	（監査役会規程）
（新設）	第 34 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
	（報酬等）
（新設）	第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（社外監査役の責任限定）	（監査役の責任免除）
第 34 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 36 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
（報酬等）	
第 35 条　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

第5章　計　算	第6章　計　算
（事業年度）	（事業年度）
第 36 条　（略）	第 37 条　（現行どおり）
（剰余金の配当）	（剰余金の配当の基準日）
第 37 条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。	第 38 条　当会社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。
（新設）	2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当）	（中間配当）
第 38 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。	第 39 条　当会社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当することができる。
（剰余金の配当等の除斥期間）	（配当金の除斥期間）
第 39 条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	第 40 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
第6章　情報開示	（削除）
（情報の開示）	
第 40 条　当会社は、日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。	（削除）
（新設）	附　則
（新設）	第 1 条　（株券の発行）の削除、（情報の開示）の削除および当該条文の削除に伴う必

		要な条数の繰上げは、平成25年3月29日までの間で、当社が発行する株式につき、日本証券業協会の定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」におけるグリーンシート銘柄としての取引を終了した日の翌日から起算して15日を経過した日をもって効力を生ずることとする。なお、本附則は、効力発生日または上記期間の経過をもって、削除する。
（新設）	第 2 条	当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新設）	第 3 条	前条および本条は、附則第1条の効力が生じた場合に限り、同条の効力が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日まで有効とし、1年を経過した日をもって前条および本条を削除する。

以上